

飲酒運転による重大事故が発生し大きな社会問題となりました。飲酒運転厳罰化などにより飲酒運転事故は年々減少しているものの、当県では、依然として飲酒運転による悲惨な事故は後を絶ちません。

飲酒運転は、極めて悪質・危険な犯罪です。

一人一人が「飲酒運転をしない させない 許さない」という強い意志を持ち、飲酒運転を根絶しましょう。

飲酒運転には、次のような罰則があります。

## 飲酒運転の罰則

### 運転者本人に対する罰則!!

酒酔い運転

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

飲酒検知拒否

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

### 運転者以外にも厳しい罰則が!!



飲酒運転するおそれのある者に車両を提供した場合

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

飲酒運転するおそれのある者に酒類を提供した場合

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

運転者が酒気を帯びていることを知りながら、車両に乗せてくれるように要求・依頼して同乗

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金